

新	旧	備考
<p>中小企業・農林水産業輸出代金保険約款</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00005 沿革 (略)</p> <p><u>平成29年9月8日 一部改正</u></p>	<p>中小企業・農林水産業輸出代金保険約款</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00005 沿革 (略)</p>	
<p>第1章～第3章 (略)</p>	<p>第1章～第3章 (略)</p>	
<p>第4章 保険契約者又は被保険者の義務 第9条～第11条 (略)</p>	<p>第4章 保険契約者又は被保険者の義務 第9条～第11条 (略)</p>	
<p>(損失等発生のお知らせ義務)</p> <p>第12条 被保険者は、決済期限までに輸出契約に基づく債務が履行されないときは、当該決済期限から原則として45日以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知（以下「損失等発生通知」という。）しなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前2項の規定により、権利行使等の委任がなされた場合、回収につき、<u>第27条</u>（ただし、同条第1項から第3項までを除く。）及び<u>第28条</u>を準用する。</p>	<p>(損失等発生のお知らせ義務)</p> <p>第12条 被保険者は、決済期限までに輸出契約に基づく債務が履行されないときは、当該決済期限から原則として45日以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知（以下「損失等発生通知」という。）しなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前2項の規定により、権利行使等の委任がなされた場合、回収につき、<u>第26条</u>（ただし、同条第1項から第3項までを除く。）及び<u>第27条</u>を準用する。</p>	
<p>(損失の防止軽減等の義務)</p> <p>第13条 被保険者は、日本貿易保険が貿易保険共通運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00069。以下「共通運用規程」という。）に定める時から、第12条第2項若しくは第3項又は<u>第27条</u>第1項に規定する権利行使等の委任を行うまでの間（保険金支払までに当該権利行使等の委任が行われない場合は保険金支払までの間をいう。以下、本条において同じ。）損失を防止軽減するため、他の債権におけるのと同様の注意をもって一切の合理的措置を講ずる義務を負う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 被保険者は、第1項に定める期間において、回収に要した費用を負担</p>	<p>(損失の防止軽減等の義務)</p> <p>第13条 被保険者は、日本貿易保険が貿易保険共通運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00069。以下「共通運用規程」という。）に定める時から、第12条第2項若しくは第3項又は<u>第26条</u>第1項に規定する権利行使等の委任を行うまでの間（保険金支払までに当該権利行使等の委任が行われない場合は保険金支払までの間をいう。以下、本条において同じ。）損失を防止軽減するため、他の債権におけるのと同様の注意をもって一切の合理的措置を講ずる義務を負う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 被保険者は、第1項に定める期間において、回収に要した費用を負担</p>	

新	旧	備考
<p>する。ただし、回収費用の負担については、<u>第30条</u>の規定によるものとする。</p>	<p>する。ただし、回収費用の負担については、<u>第29条</u>の規定によるものとする。</p>	
<p>第14条 (略)</p>	<p>第14条 (略)</p>	
<p>(調査に応ずる義務) 第15条 保険契約者又は被保険者は、日本貿易保険が代金の決済状況その他輸出貨物、輸出契約又は代金に関し、調査、報告若しくは資料の提出を求めた場合又は輸出契約に関する帳簿書類、輸出貨物その他の物件を調査しようとした場合には、これに応じなければならない。 2 (略) 3 被保険者は、<u>第29条</u>第2項及び第4項の規定により納付すべき金額に係る債権の保全上の必要に基づいて、日本貿易保険が業務若しくは資産の状況に関し、調査、報告若しくは資料の提出を求めた場合又は業務若しくは資産の状況に関する帳簿書類その他の物件を調査しようとした場合には、これに応じなければならない。</p>	<p>(調査に応ずる義務) 第15条 保険契約者又は被保険者は、日本貿易保険が代金の決済状況その他輸出貨物、輸出契約又は代金に関し、調査、報告若しくは資料の提出を求めた場合又は輸出契約に関する帳簿書類、輸出貨物その他の物件を調査しようとした場合には、これに応じなければならない。 2 (略) 3 被保険者は、<u>第28条</u>第2項及び第4項の規定により納付すべき金額に係る債権の保全上の必要に基づいて、日本貿易保険が業務若しくは資産の状況に関し、調査、報告若しくは資料の提出を求めた場合又は業務若しくは資産の状況に関する帳簿書類その他の物件を調査しようとした場合には、これに応じなければならない。</p>	
<p>第16条～第17条の2 (略)</p>	<p>第16条～第17条の2 (略)</p>	
<p>第5章 (略)</p>	<p>第5章 (略)</p>	
<p>第6章 保険金の支払 第20条 (略)</p>	<p>第6章 保険金の支払 第20条 (略)</p>	
<p>(保険金の請求) 第21条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者(以下「保険金請求人」という。)は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に<u>第27条</u>第1項に規定する権利行使等の委任についての委任状(ただし、同項に規定する担保権者等が存在する場合には、当該担保権者等の同意が得られた場合に限る。)、損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。なお、<u>第12条</u>第2項又は第3項に規定する権利行使等の委任が保険金請求時</p>	<p>(保険金の請求) 第21条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者(以下「保険金請求人」という。)は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に<u>第26条</u>第1項に規定する権利行使等の委任についての委任状(ただし、同項に規定する担保権者等が存在する場合には、当該担保権者等の同意が得られた場合に限る。)、損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。なお、<u>第12条</u>第2項又は第3項に規定する権利行使等の委任が保険金請求時</p>	

新	旧	備考
<p>においても有効である場合においては、本条に基づく委任状は提出されているものとみなす。 2～5 (略)</p>	<p>においても有効である場合においては、本条に基づく委任状は提出されているものとみなす。 2～5 (略)</p>	
<p>第22条 (略)</p>	<p>第22条 (略)</p>	
<p>(決済期限前の請求) <u>第23条</u> 被保険者は、決済期限前において、第2条各号のいずれかに該当する事由の発生により決済期限までに代金を回収することができないことが確実であるときは、損失の発生について、日本貿易保険の確認を求めることができる。 2 前項の規定により日本貿易保険が損失の発生を書面で確認したときは、保険金の支払の請求は、第21条第2項の規定にかかわらず、当該確認のあった日から9月以内の間に行うことができる。 3 前項の場合における損失額は、第3条の規定により算出した損失額のうち、元本及び前項の確認があった日までに発生した利子に係るものとする。</p>		
<p>(保険金の支払) 第24条 日本貿易保険は、第21条第1項に定める手続による請求を受けた日から1月以内に保険金を支払う。ただし、調査のため特に時日を要するときは、この限りでない。 2 (略)</p>	<p>(保険金の支払) 第23条 日本貿易保険は、第21条第1項に定める手続による請求を受けた日から1月以内に保険金を支払う。ただし、調査のため特に時日を要するときは、この限りでない。 2 (略)</p>	
<p>(他の保険契約等との関係) 第25条 この証券記載の輸出契約につき輸出手形保険が存在し、当該輸出手形保険契約に基づき、日本貿易保険が保険金を支払うべき場合には、この約款に基づく保険契約の第4条のてん補責任額は、第3条の損失額から当該手形保険契約の保険金の額を控除した残額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額を限度とする。 2～3 (略)</p>	<p>(他の保険契約等との関係) 第24条 この証券記載の輸出契約につき輸出手形保険が存在し、当該輸出手形保険契約に基づき、日本貿易保険が保険金を支払うべき場合には、この約款に基づく保険契約の第4条のてん補責任額は、第3条の損失額から当該手形保険契約の保険金の額を控除した残額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額を限度とする。 2～3 (略)</p>	

新	旧	備考
<p align="center">第7章 債権の回収</p> <p>(保険代位)</p> <p>第26条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、法第42条の規定に基づき、保険契約者又は被保険者が、輸出契約の相手方、保証人等信用補完措置を行う者、その他の未回収額（次項に定めるものをいう。以下この項において同じ。）に関し被保険者が行使しうる債権について支払責任又は賠償責任を負う者（以下「回収に係る権利行使等の相手方」という。）に対して有する未回収額及び決済期限の翌日から発生する延滞利息（保険金請求日までに回収した元本について生じた延滞利息を除く。）に係る権利を、以下の割合で取得する（以下、当該権利につき本条に基づいて日本貿易保険が取得する割合を「代位比率」といい、当該権利のうち、代位比率に基づき日本貿易保険が取得する権利を「代位債権」という。）。</p> <p>（支払保険金額－第3条第1号において控除される費用の額×第4条に定める割合）／（第3条の損失額－同条第1号において控除される費用の額）</p> <p>2 （略）</p>	<p align="center">第7章 債権の回収</p> <p>(保険代位)</p> <p>第25条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、法第42条の規定に基づき、保険契約者又は被保険者が、輸出契約の相手方、保証人等信用補完措置を行う者、その他の未回収額（次項に定めるものをいう。以下この項において同じ。）に関し被保険者が行使しうる債権について支払責任又は賠償責任を負う者（以下「回収に係る権利行使等の相手方」という。）に対して有する未回収額及び決済期限の翌日から発生する延滞利息（保険金請求日までに回収した元本について生じた延滞利息を除く。）に係る権利を、以下の割合で取得する（以下、当該権利につき本条に基づいて日本貿易保険が取得する割合を「代位比率」といい、当該権利のうち、代位比率に基づき日本貿易保険が取得する権利を「代位債権」という。）。</p> <p>（支払保険金額－第3条第1号において控除される費用の額×第4条に定める割合）／（第3条の損失額－同条第1号において控除される費用の額）</p> <p>2 （略）</p>	
<p>(回収の主体)</p> <p>第27条 日本貿易保険に対し保険金の支払の請求を行う場合には、被保険者は、日本貿易保険に対し、輸出契約（無付保部分を含む。）に係る権利について、権利行使等の委任を行わなければならない（ただし、無付保部分に係る権利について被保険者の他に、質権者、譲渡担保権者その他の権利者（以下「担保権者等」という。）が存在する場合には、担保権者等の同意を得るよう努めるものとし、当該同意を得られた場合に限り当該委任を行わなければならない。）。ただし、日本貿易保険が、被保険者に対し、権利の全部又は一部につき、権利行使等の委任が不要であると指示した場合は、この限りでない。</p> <p>2～9 （略）</p>	<p>(回収の主体)</p> <p>第26条 日本貿易保険に対し保険金の支払の請求を行う場合には、被保険者は、日本貿易保険に対し、輸出契約（無付保部分を含む。）に係る権利について、権利行使等の委任を行わなければならない（ただし、無付保部分に係る権利について被保険者の他に、質権者、譲渡担保権者その他の権利者（以下「担保権者等」という。）が存在する場合には、担保権者等の同意を得るよう努めるものとし、当該同意を得られた場合に限り当該委任を行わなければならない。）。ただし、日本貿易保険が、被保険者に対し、権利の全部又は一部につき、権利行使等の委任が不要であると指示した場合は、この限りでない。</p> <p>2～9 （略）</p>	
<p>(回収に関する義務)</p> <p>第28条 被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して、前条第5項に基づき、次の各号のいずれかの全部又は一部を指示した場合、当該指示に</p>	<p>(回収に関する義務)</p> <p>第27条 被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して、前条第5項に基づき、次の各号のいずれかの全部又は一部を指示した場合、当該指示に</p>	

新	旧	備考
<p>従わなければならない。 一～四 (略) 2～4 (略)</p>	<p>従わなければならない。 一～四 (略) 2～4 (略)</p>	
<p>(回収金納付義務) 第29条 被保険者は、回収金があったときは、次条に基づき日本貿易保険が取得する金額を日本貿易保険に納付する義務を負う。 2～4 (略)</p>	<p>(回収金納付義務) 第28条 被保険者は、回収金があったときは、次条に基づき日本貿易保険が取得する金額を日本貿易保険に納付する義務を負う。 2～4 (略)</p>	
<p>(回収金の配分及び回収費用の負担) 第30条 代位債権等について回収した金額又は当該回収に要した費用のうち、無付保部分に係る金額及び費用がある場合は、被保険者が無付保部分に相当する金額及び費用を取得又は負担する。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合には、この限りでない。 2 (略) 3 日本貿易保険は、輸出契約に係る次の費用（ただし、当該費用が無付保部分に係る未回収の金額の回収のために要した費用にも該当する場合、日本貿易保険が別に定める方法により按分して算定した費用をいう。以下「回収費用」という。）に代位比率を乗じた金額を負担し、残額を被保険者が負担する。 一 (略) 二 第12条第2項若しくは第3項又は第27条第1項に基づく権利行使等の委任後（保険金支払までに当該権利行使等の委任が行われない場合は保険金支払後）の回収に要した費用 三 (略) 4 前項の規定にかかわらず、第32条に基づき回収を終了するにあたり、回収費用の総額が回収金の総額を超過する場合、日本貿易保険は、超過した回収費用を負担するものとし、当該費用のうち、被保険者が支払った金額について、日本貿易保険は被保険者に支払う。 5～6 (略)</p>	<p>(回収金の配分及び回収費用の負担) 第29条 代位債権等について回収した金額又は当該回収に要した費用のうち、無付保部分に係る金額及び費用がある場合は、被保険者が無付保部分に相当する金額及び費用を取得又は負担する。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合には、この限りでない。 2 (略) 3 日本貿易保険は、輸出契約に係る次の費用（ただし、当該費用が無付保部分に係る未回収の金額の回収のために要した費用にも該当する場合、日本貿易保険が別に定める方法により按分して算定した費用をいう。以下「回収費用」という。）に代位比率を乗じた金額を負担し、残額を被保険者が負担する。 一 (略) 二 第12条第2項若しくは第3項又は第26条第1項に基づく権利行使等の委任後（保険金支払までに当該権利行使等の委任が行われない場合は保険金支払後）の回収に要した費用 三 (略) 4 前項の規定にかかわらず、第31条に基づき回収を終了するにあたり、回収費用の総額が回収金の総額を超過する場合、日本貿易保険は、超過した回収費用を負担するものとし、当該費用のうち、被保険者が支払った金額について、日本貿易保険は被保険者に支払う。 5～6 (略)</p>	
(違約金等)	(違約金等)	

新	旧	備考
<p>第31条 被保険者は、第29条第2項又は第4項に該当する場合において、各項に規定する期間内に当該各項の通知をすることを怠ったとき、当該各項の規定により納付すべき金額（以下「回収納付金額」という）について回収のあった日（回収のあった日が、保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日）の翌日から当該通知をした日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した違約金を、日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。</p> <p>2 被保険者は、第29条第2項若しくは第4項又は前項に該当する場合において、各項の規定に基づき日本貿易保険に納付すべき金額を日本貿易保険の指定する日までに納付しなかったときは、当該金額及び当該金額について日本貿易保険の指定する日の翌日から納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を、日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。</p> <p>3 （略）</p>	<p>第30条 被保険者は、第28条第2項又は第4項に該当する場合において、各項に規定する期間内に当該各項の通知をすることを怠ったとき、当該各項の規定により納付すべき金額（以下「回収納付金額」という）について回収のあった日（回収のあった日が、保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日）の翌日から当該通知をした日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した違約金を、日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。</p> <p>2 被保険者は、第28条第2項若しくは第4項又は前項に該当する場合において、各項の規定に基づき日本貿易保険に納付すべき金額を日本貿易保険の指定する日までに納付しなかったときは、当該金額及び当該金額について日本貿易保険の指定する日の翌日から納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を、日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。</p> <p>3 （略）</p>	
<p>（回収行為の終了）</p> <p>第32条 日本貿易保険は、代位債権等について回収が困難であると判断したときは、第12条第2項若しくは第3項又は第27条第1項に基づく被保険者による権利行使等の委任を解除し、回収を終了することができる。</p> <p>2 前項に基づき権利行使等の委任が解除された場合において、日本貿易保険が第27条第5項に基づき被保険者に対し既に指示を出している場合は、当該指示も将来に向かって効力を失うものとし、第28条第1項から第3項までの義務は、以後これを免れる。</p> <p>3 被保険者は、第28条第4項及び第29条の義務については、代位債権の全部について回収されるまでの間、これを負う。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>（回収行為の終了）</p> <p>第31条 日本貿易保険は、代位債権等について回収が困難であると判断したときは、第12条第2項若しくは第3項又は第26条第1項に基づく被保険者による権利行使等の委任を解除し、回収を終了することができる。</p> <p>2 前項に基づき権利行使等の委任が解除された場合において、日本貿易保険が第26条第5項に基づき被保険者に対し既に指示を出している場合は、当該指示も将来に向かって効力を失うものとし、第27条第1項から第3項までの義務は、以後これを免れる。</p> <p>3 被保険者は、第27条第4項及び第28条の義務については、代位債権の全部について回収されるまでの間、これを負う。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。</p>	
<p>第8章 雑則 （換算率）</p> <p>第33条 この約款において、外貨を邦貨に、邦貨を外貨に、又は一の外貨を他の外貨に換算する場合に適用する外国為替相場は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p>	<p>第8章 雑則 （換算率）</p> <p>第32条 この約款において、外貨を邦貨に、邦貨を外貨に、又は一の外貨を他の外貨に換算する場合に適用する外国為替相場は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p>	

新	旧	備考
<p>2～3 (略)</p> <p>4 第29条第2項の規定に基づき回収した金額を納付する場合において、回収した金額が表示通貨と異なる通貨建てのときは、当該金額は、回収を確認した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。ただし、回収した金額に係る通貨を表示通貨で買い取る場合は、当該買取に使用する換算率を適用し、表示通貨以外の通貨で買い取る場合、当該通貨はその額が確定した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。</p> <p>5 第30条第3項又は第4項に規定する日本貿易保険の負担する費用は、当該費用が外貨建てのときは、当該費用は、その額が確定した日における第1項第1号の外国為替相場により邦貨に換算するものとする。ただし、当該費用について、当該費用に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用された換算率を適用し、邦貨以外の通貨で買い取って支払った場合は、当該通貨はその額が確定した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により邦貨に換算するものとする。</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>2～3 (略)</p> <p>4 第28条第2項の規定に基づき回収した金額を納付する場合において、回収した金額が表示通貨と異なる通貨建てのときは、当該金額は、回収を確認した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。ただし、回収した金額に係る通貨を表示通貨で買い取る場合は、当該買取に使用する換算率を適用し、表示通貨以外の通貨で買い取る場合、当該通貨はその額が確定した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。</p> <p>5 第29条第3項又は第4項に規定する日本貿易保険の負担する費用は、当該費用が外貨建てのときは、当該費用は、その額が確定した日における第1項第1号の外国為替相場により邦貨に換算するものとする。ただし、当該費用について、当該費用に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用された換算率を適用し、邦貨以外の通貨で買い取って支払った場合は、当該通貨はその額が確定した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により邦貨に換算するものとする。</p> <p>6～8 (略)</p>	
<p>(保険の目的又は保険金請求権の譲渡)</p> <p>第34条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的又は保険金請求権を譲渡しようとするときは、譲受予定者と連名で事前に日本貿易保険の承認を得なければならない。ただし、日本貿易保険が特に認める場合はこの限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保険の目的又は保険金請求権の譲渡)</p> <p>第33条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的又は保険金請求権を譲渡しようとするときは、譲受予定者と連名で事前に日本貿易保険の承認を得なければならない。ただし、日本貿易保険が特に認める場合はこの限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(保険金支払後の債権譲渡)</p> <p>第35条 保険金支払日以後において、被保険者は、代金債権のうち被保険者が有している部分を譲渡しようとするときは、譲受予定者と連名で事前に日本貿易保険の承認を受けなければならない。ただし、譲渡が日本貿易保険の指示による場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保険金支払後の債権譲渡)</p> <p>第34条 保険金支払日以後において、被保険者は、代金債権のうち被保険者が有している部分を譲渡しようとするときは、譲受予定者と連名で事前に日本貿易保険の承認を受けなければならない。ただし、譲渡が日本貿易保険の指示による場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	

新	旧	備考
<p>(質権又は譲渡担保の設定)</p> <p>第36条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者と連名で事前に日本貿易保険の承認を得なければならない。ただし、日本貿易保険が特に認める場合はこの限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(質権又は譲渡担保の設定)</p> <p>第35条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者と連名で事前に日本貿易保険の承認を得なければならない。ただし、日本貿易保険が特に認める場合はこの限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(手続事項)</p> <p>第37条 この約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、日本貿易保険が手続細則として別に定める。</p>	<p>(手続事項)</p> <p>第36条 この約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、日本貿易保険が手続細則として別に定める。</p>	
<p>(準拠法令)</p> <p>第38条 この約款に定めていない事項については、法及びこれに基づく命令その他日本国の法令の定めるところによる。</p>	<p>(準拠法令)</p> <p>第37条 この約款に定めていない事項については、法及びこれに基づく命令その他日本国の法令の定めるところによる。</p>	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成29年10月2日から実施する。</u></p>		